

[PRESS RELEASE]

2019年1月28日
一般社団法人日本意思決定支援推進機構



「遺言」あなたの想いを残すために ～遺言能力評価の標準化に向け遺言能力観察式チェックリストを開発～

一般社団法人日本意思決定支援推進機構と京都府立医科大学 精神機能病態学は、認知症患者における意思決定能力評価の確立のため、共同で遺言能力観察式チェックリストを開発しましたのでお知らせします。

昨今、遺言能力の有無を争点とする遺言無効確認訴訟が増加する傾向にあり、遺言者の意思決定能力の適切な評価手法の確立や標準化は、高齢化社会の深化における課題の一つとなっています。

そこでこの度、弁護士や司法書士等の法律職や慶應義塾大学、志学館大学とも連携し、法律職と医療職の多職種連携のもと、遺言能力観察式チェックリストを開発しました。

○開発の目的

・現状

遺言者が高齢でとくに高齢で認知障害があるがある場合、遺言を作成した時点での遺言能力の有無が争われ、遺言の有効性が問題になることが少なくありません。

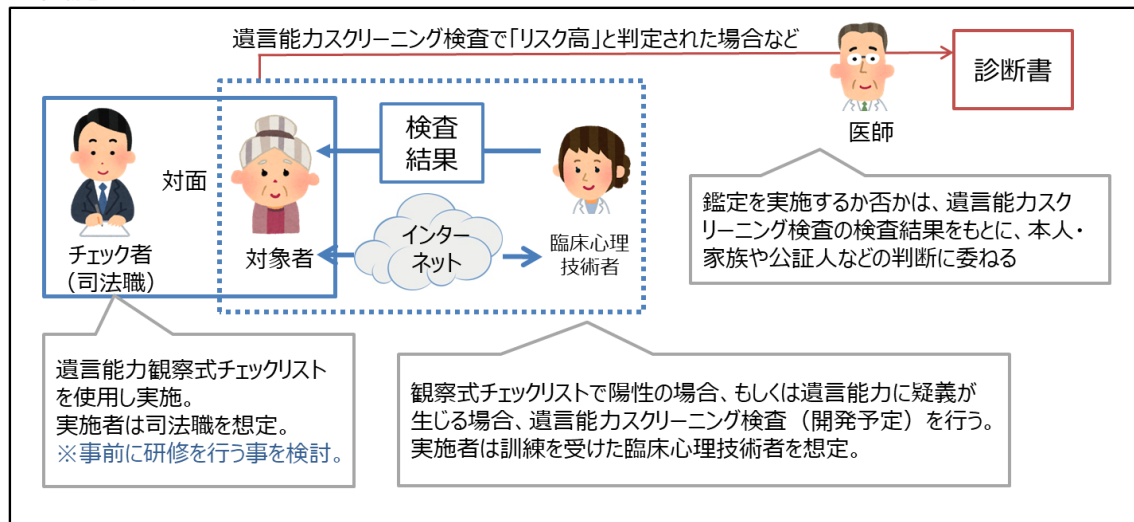
最終判断権者である裁判所をはじめ遺言に関わる人が、このような問題に対応し、遺言者の遺言能力の有無を適切に判断するためには、遺言書作成時や作成前後における遺言者の遺言能力を評価する資料が重要になります。その資料の作成にあたっては、遺言者や遺言者を支える人への専門的知見に基づく支援が必要となっています。

・課題

この専門的知見に基づく支援としては、法的知見に基づくサポートだけではなく精神科医や臨床心理士などの医学的知見に基づくサポートが欠かせません（*）。ところが法律専門職等（弁護士、司法書士、税理士、金融機関の遺言担当者）にとって遺言者の遺言能力を確認するポイント、遺言者を医学の専門家につなぐタイミングを理解することが困難であり、法律専門職等と医学の専門家の協働は十分にできていません。

遺言能力観察式チェックリストは、法律専門職等に遺言者の遺言能力を分析するためのポイントを示し、遺言能力を確認する機会を作るものであり、遺言者を医学の専門家につなぐタイミングを把握できていないという課題を解決します。

○実施想定イメージフロー



○ 意思決定能力評価の概要

今回開発する遺言分野における意思決定能力評価は以下のステージで構成されています。

【第1ステージ】

はじめに遺言能力チェックを行います。このチェックでは、法律専門職等（弁護士、司法書士、税理士）や金融機関の遺言担当の人が遺言能力観察式チェックリストを使用し、遺言者の意思を表明する能力を評価します。

これにより法律専門職等や金融機関の遺言担当の人は、遺言作成時に、遺言内容と照らし、本人の遺言能力が保たれているか否かについて大まかな目安を把握した上で職務にあたり、医学の専門家に遺言者をつなぐタイミングを把握することができます。

遺言能力観察式チェックリストを用いた遺言能力チェックにより、遺言者の遺言能力に疑義が生じた場合には、第2ステージに進みます。

【第2ステージ】

続いて、遺言能力スクリーニング検査を実施します。

この検査は、専門的な訓練を受けた臨床心理技術者が行うもので、認知機能検査に加え、金銭的概念や遺言場面に関する判断力などの観点から、遺言能力の評価を行います。

○ まとめ

遺言者は自分の遺言に関する意思決定能力（遺言能力）を把握することにより、少なくとも遺言を通じて社会生活の活動領域を広げることができます。また、遺言者を支える人たちも、遺言内容を(法的に)わかりやすく整理するなど、遺言者の活動を効果的かつ適切に支援することができます。

今後は、医療同意におけるこれまでの諸研究を基礎として、遺言以外の分野も視野に入れ、本人の種々の意思決定を支援するための技術やサービスの検証をさらに発展させ継続的に推進していきたいと考えています。

○お問い合わせ

京都府立医科大学 精神機能病態学

電話：075-251-5612

E-mail：m-hiyama@koto.kpu-m.ac.jp

jnaru@koto.kpu-m.ac.jp

<補足>

(*) 国際老年精神医学会のタスクフォースにおいて、Shulman et al. (2009) が作成したガイドラインにおいて、とくに専門家の関与が必要となる場合について、①疑わしい状況。特に、不動産の分割に関して以前の意思と大きな変化がある場合、②精神疾患、あるいは神経疾患を疑う証拠がある場合、③不当に利益が損なわれるために異論が出る可能性が高い場合、④非常に虚弱、あるいは高齢の場合、について何らかの不当な介入を受けるリスクが高いことが危惧され、専門家による多角的な評価と支援が重要になると言われています。

○遺言能力チェックリスト【第1ステージ】

チェック事項

各項目を確認する際に参考となる視点を「・」で記載しています。

チェック欄

1	現在希望している遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる ・現在の自分の財産を把握している ・自分の推定相続人を把握している ・遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している	<input type="checkbox"/>
2	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容(どのような財産を、誰に分配するのか)について説明できる ・過去(当初の遺言作成当時)の財産を把握している ・過去(当初の遺言作成当時)の推定相続人を把握している ・過去(当初の遺言作成当時)の遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している ・遺言内容のほかに遺言の方式も変更する場合は、その理由を説明できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
3	現在希望している遺言内容により、推定相続人のうち特定の推定相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らしたりする場合、その特定の推定相続人は誰か、本来受け取る分配からおおまかにどの程度減るのかを説明できる ・現在の自分の財産を把握している ・自分の推定相続人を把握している ・推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握している ・遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握している ・法定相続分について理解している ・遺留分について理解している	<input type="checkbox"/>
4	自分の遺言内容によれば、誰と誰の間にどのような葛藤や緊張(感情的対立を含む)が生じる可能性があるのかを認識している ・誰と誰の間に葛藤や緊張が生じる可能性があるのかを、一般論としてではなく自分に関する事柄として認識している	<input type="checkbox"/>
5	現在希望している遺言内容により、法定相続人のうち特定の相続人の取り分を無いものとしたり、法定相続分より減らす場合、なぜそのような分配にするのか、その理由となる事情を述べる事ができる ・自分が遺言をすることについて、自分のこととして考えて理由を述べられる(※理由の合理性は問わない)	<input type="checkbox"/>
6	なぜ遺言という方法を選択するのか、法定相続のままにしておく方法や生前贈与、養子縁組、パートナーと婚姻をする方法など、他に検討できる方法と比較して、理由を述べる事ができる ・「他の選択肢とその結果」と「遺言とその結果」を比較した上で合理的に判断している	<input type="checkbox"/>
7	現在希望している遺言内容により、それぞれの相続人・受遺者について、メリットまたはデメリットのいずれが生じることになるか及びその内容を説明できる ・現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる ・自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる ・推定相続人やその家族に対するこれまでの贈与状況や寄与分を把握し、その情報を運用できる ・遺言内容に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握し、その情報を運用できる ・法定相続分について理解し、その情報を運用できる ・遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
8	【遺言内容を変更する場合のみ】当初の遺言内容と比べて、それぞれの相続人について、どのようなメリットまたはデメリットが生じることになるかを説明できる ・現在の自分の財産を把握し、その情報を運用できる ・自分の推定相続人を把握し、その情報を運用できる ・遺言内容の変更に関する自己と取得者(推定相続人・受遺者)の関係性を把握し、その情報を運用できる ・法定相続分について理解し、その情報を運用できる ・遺留分について理解し、その情報を運用できる【※この項目は必須ではありません】	<input type="checkbox"/>
9	表明された意思が二転三転することなく、一貫している ・遺言内容に関して表明された意思を複数回確認しても一貫性がある	<input type="checkbox"/>

※1つでもチェックの入っていない項目がある場合、念のため精査・確認を受けていただくことをおすすめします。

遺言内容を変更しない場合(2と8を除く)【 /7】

遺言内容を変更する場合(全項目)【 /9】

【観察所感】 遺言者の言動や精神状態など、気になる点があれば具体的に記載してください